○富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日

条例第41号

改正 平成29年3月14日条例第2号

平成30年3月26日条例第1号

平成30年12月21日条例第40号

令和元年9月30日条例第11号

令和2年6月24日条例第21号

令和3年9月29日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例2・令3条例26・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを 確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的か つ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う 同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる 事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが

できる場合は、この限りでない。

- 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、 同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することが できる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の 個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、 この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則 その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出 が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が 義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平29条例2·令3条例26·一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月14日条例第2号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第11号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(令元条例11・一部改正)

機関事務		事務
1	市長	富士見市こども医療費支給に関する条例(昭和48年条例第45
		号)によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定め
		るもの
2	市長	富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年
		条例第22号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
		であって規則で定めるもの)
3	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で
		あって規則で定めるもの
4	市長	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和54年条
		例第16号)による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給
		に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第3
		6号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であっ
		て規則で定めるもの
6	教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に
		関する事務であって規則で定めるもの
7	教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励に関する事務で
		あって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

(平30条例1・平30条例40・令元条例11・令2条例21・令3条例26・一部改正)

	26・一部以上)			
	機関	事務	特定個人情報	
1	市長	児童福祉法(昭和22年法律	障害者関係情報であって規則で定める	
		第164号)による障害児通	もの	
		所給付費、特例障害児通所給	障害者自立支援給付関係情報であって	
		付費、高額障害児通所給付	規則で定めるもの	
		費、肢体不自由児通所医療	子ども・子育て支援法(平成24年法	
		費、障害児相談支援給付費若	律第65号)による子どものための教	
		しくは特例障害児相談支援	育・保育給付の支給又は地域子ども・	
		給付費の支給、障害福祉サー	子育て支援事業の実施に関する情報で	
		ビスの提供、保育所における	あって規則で定めるもの	
		保育の実施若しくは措置又	上活に困窮する外国人に対する生活保 生活に困窮する外国人に対する生活保	
		は費用の徴収に関する事務	護の措置に関する情報であって規則で	
		であって規則で定めるもの	定めるもの	
2	市長	身体障害者福祉法(昭和24	地方税関係情報であって規則で定める	
		 年法律第283号) による障	もの	
		 害福祉サービス、障害者支援	生活保護関係情報であって規則で定め	
		施設等への入所等の措置又	るもの	
		は費用の徴収に関する事務	中国残留邦人等支援給付等関係情報で	
		であって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの	
			上活に困窮する外国人に対する生活保 生活に困窮する外国人に対する生活保	
			 護の措置に関する情報であって規則で	
			定めるもの	
3	市長	生活保護法(昭和25年法律	障害者関係情報であって規則で定める	
		 第144号) による保護の決	もの	
		定及び実施、就労自立給付金	生活に困窮する外国人に対する生活保	

1			l I
		の支給、保護に要する費用の	護の措置に関する情報であって規則で
		返還又は徴収金の徴収に関	定めるもの
		する事務であって規則で定	
		めるもの	
4	市長	地方税法(昭和25年法律第	介護保険給付等関係情報であって規則
		226号) その他の地方税に	で定めるもの
		関する法律及びこれらの法	生活に困窮する外国人に対する生活保
		律に基づく条例による地方	護の措置に関する情報であって規則で
		税の賦課徴収に関する事務	定めるもの
		であって規則で定めるもの	
5	市長	公営住宅法(昭和26年法律	中国残留邦人等支援給付等関係情報で
		第193号)による公営住宅	あって規則で定めるもの
		(同法第2条第2号に規定	生活に困窮する外国人に対する生活保
		する公営住宅をいう。) の管	護の措置に関する情報であって規則で
		理に関する事務であって規	定めるもの
		則で定めるもの	
6	市長	国民健康保険法(昭和33年	生活に困窮する外国人に対する生活保
		法律第192号)による保険	護の措置に関する情報であって規則で
		給付の支給に関する事務で	定めるもの
		あって規則で定めるもの	富士見市こども医療費支給に関する条
			例によるこども医療費の支給に関する
			情報であって規則で定めるもの
			富士見市ひとり親家庭等の医療費の支
			給に関する条例によるひとり親家庭等
			医療費の支給に関する情報であって規
			則で定めるもの
			富士見市重度心身障害者医療費支給に
			関する条例による重度心身障害者に対
			する医療費助成金の支給に関する情報

			 であって規則で定めるもの	
7	市長	知的障害者福祉法(昭和35	地方税関係情報であって規則で定める	
	, , ,	年法律第37号)による障害		
			生活保護関係情報であって規則で定め	
			るもの	
			中国残留邦人等支援給付等関係情報で	
		あって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの	
			生活に困窮する外国人に対する生活保	
			護の措置に関する情報であって規則で	
			定めるもの	
8	市長		中国残留邦人等支援給付等関係情報で	
	, , ,	第133号)による福祉の措		
			障害者関係情報であって規則で定める	
			もの	
		<i>₺の</i>	生活に困窮する外国人に対する生活保	
			 護の措置に関する情報であって規則で 	
			定めるもの	
9	市長	母子及び父子並びに寡婦福	生活に困窮する外国人に対する生活保	
		 祉法(昭和39年法律第12	護の措置に関する情報であって規則で	
		 9号)による配偶者のない者	定めるもの	
		で現に児童を扶養している		
		もの又は寡婦についての便		
		 宜の供与に関する事務であ		
		って規則で定めるもの		
1 0	市長	母子保健法(昭和40年法律	生活に困窮する外国人に対する生活保	
		第141号)による保健指	護の措置に関する情報であって規則で	
		 導、新生児の訪問指導、健康	定めるもの	
		診査、妊娠の届出、母子健康		

	 手帳の交付、妊産婦の訪問指 		
	導、低体重児の届出、未熟児		
	の訪問指導、養育医療の給付		
	若しくは養育医療に要する		
	費用の支給又は費用の徴収		
	に関する事務であって規則		
	で定めるもの		
11 市長	高齢者の医療の確保に関す	地方税関係情報であって規則で定める	
	る法律(昭和57年法律第8	もの	
	 0号)による後期高齢者医療	生活保護関係情報であって規則で定め	
	 給付の支給又は保険料の徴	るもの	
	収に関する事務であって規	中国残留邦人等支援給付等関係情報で	
	則で定めるもの	あって規則で定めるもの	
		障害者関係情報であって規則で定める	
		<i>€</i> 0	
		介護保険給付等関係情報であって規則	
		で定めるもの	
		生活に困窮する外国人に対する生活保	
		護の措置に関する情報であって規則で	
		定めるもの	
12 市長	中国残留邦人等支援給付等	障害者関係情報であって規則で定める	
	の支給に関する事務であっ	<i>€</i> 0	
	て規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保	
		護の措置に関する情報であって規則で	
		定めるもの	
13 市長	介護保険法(平成9年法律第	生活に困窮する外国人に対する生活保	
	 1 2 3 号) による保険給付の	護の措置に関する情報であって規則で	
	支給、地域支援事業の実施又	定めるもの	

		は保険料の徴収に関する事	
		務であって規則で定めるも	
		の	
1 4	市長	健康増進法(平成14年法律	生活保護関係情報であって規則で定め
		第103号)による健康増進	るもの
		事業の実施に関する事務で	中国残留邦人等支援給付等関係情報で
		あって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保
			護の措置に関する情報であって規則で
			定めるもの
1 5	市長	障害者の日常生活及び社会	障害者関係情報であって規則で定める
		生活を総合的に支援するた	もの
		めの法律(平成17年法律第	生活に困窮する外国人に対する生活保
		123号)による自立支援給	護の措置に関する情報であって規則で
		付の支給に関する事務であ	定めるもの
		って規則で定めるもの	
1 6	市長	子ども・子育て支援法による	生活に困窮する外国人に対する生活保
		子どものための教育・保育給	護の措置に関する情報であって規則で
		付の支給又は地域子ども・子	定めるもの
		育て支援事業の実施に関す	
		る事務であって規則で定め	
		るもの	
1 7	市長	富士見市こども医療費支給	医療保険給付関係情報であって規則で
		に関する条例によるこども	定めるもの
		医療費の支給に関する事務	生活保護関係情報であって規則で定め
		であって規則で定めるもの	るもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報で
			あって規則で定めるもの

			1
			障害者関係情報であって規則で定める
			もの
			生活に困窮する外国人に対する生活保
			護の措置に関する情報であって規則で
			定めるもの
1 8	市長	富士見市ひとり親家庭等の	医療保険給付関係情報であって規則で
		医療費の支給に関する条例	定めるもの
		によるひとり親家庭等医療	地方税関係情報であって規則で定める
		費の支給に関する事務であ	<i>€の</i>
		って規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定め
			るもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報で
			あって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で
			定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定める
			<i>€の</i>
			生活に困窮する外国人に対する生活保
			護の措置に関する情報であって規則で
			定めるもの
1 9	市長	生活に困窮する外国人に対	医療保険給付関係情報であって規則で
		する生活保護の措置に関す	定めるもの
		る事務であって規則で定め	地方税関係情報であって規則で定める
		るもの	<i>€の</i>
			介護保険給付等関係情報であって規則
			で定めるもの
			年金給付関係情報であって規則で定め
			るもの

労働者災害補償関係情報であって規則 で定めるもの

障害者自立支援給付関係情報であって 規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定め るもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報で あって規則で定めるもの

障害者関係情報であって規則で定める もの

児童扶養手当関係情報であって規則で 定めるもの

特別児童扶養手当関係情報であって規 則で定めるもの

戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報で あって規則で定めるもの

失業等給付関係情報であって規則で定 めるもの

石綿健康被害救済給付等関係情報であって規則で定めるもの

職業訓練受講給付金関係情報であって 規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定め るもの

地方公務員災害補償関係情報であって 規則で定めるもの

災害救助法(昭和22年法律第118 号)による救助又は扶助金の支給に関

する情報であって規則で定めるもの

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

社会福祉法(昭和26年法律第45号) による生計困難者に対して無利子又は 低利で資金を融通する事業の実施に関 する情報であって規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法による 資金の貸付け又は給付金の支給に関す る情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法による養育医療の給付又は 養育医療に要する費用の支給に関する

情報であって規則で定めるもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費又は手当等の支給に 関する情報であって規則で定めるもの 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職 員共済組合制度の統合を図るための農 林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101 号)による年金である給付に関する情報であって規則で定めるもの

特定障害者に対する特別障害給付金の 支給に関する法律(平成16年法律第 166号)による特別障害給付金の支 給に関する情報であって規則で定める もの

難病の患者に対する医療等に関する法

İ			1	
			律(平成26年法律第50号)による	
			特定医療費の支給に関する情報であっ	
			て規則で定めるもの	
2 0	市長	富士見市重度心身障害者医	医療保険給付関係情報であって規則で	
		療費支給に関する条例によ	定めるもの	
		る重度心身障害者に対する	地方税関係情報であって規則で定める	
		医療費助成金の支給に関す	もの	
		る事務であって規則で定め	生活保護関係情報であって規則で定め	
		るもの	るもの	
			中国残留邦人等支援給付等関係情報で	
			あって規則で定めるもの	
			障害者関係情報であって規則で定める	
			もの	
			国民年金法(昭和34年法律第141	
			号)による障害基礎年金の支給に関す	
			る情報であって規則で定めるもの	
			生活に困窮する外国人に対する生活保	
			護の措置に関する情報であって規則で	
			定めるもの	
2 1	市長	富士見市在宅重度心身障害	地方税関係情報であって規則で定める	
		者手当支給条例による在宅	もの	
		重度心身障害者手当の支給	障害者関係情報であって規則で定める	
		に関する事務であって規則	€ の	
		で定めるもの	児童福祉法による療育の給付に関する	
			情報であって規則で定めるもの	
			特別児童扶養手当等の支給に関する法	
			律による障害児福祉手当若しくは特別	
			障害者手当又は昭和60年法律第34	

号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

(平30条例1・一部改正)

情	報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	教育委員会	学校保健安全法	市長	地方税関係情報であって規則で
		による医療に要		定めるもの
		する費用につい		生活保護関係情報であって規則
		ての援助に関す		で定めるもの
		る事務であって		中国残留邦人等支援給付等関係
		規則で定めるも		情報であって規則で定めるもの
		Ø)		障害者関係情報であって規則で
				定めるもの
				生活に困窮する外国人に対する
				生活保護の措置に関する情報で
				あって規則で定めるもの
2	教育委員会	就学が困難と認	市長	地方税関係情報であって規則で
		められる児童生		定めるもの
		徒の保護者に対		生活保護関係情報であって規則
		する就学援助に		で定めるもの
		関する事務であ		中国残留邦人等支援給付等関係
		って規則で定め		情報であって規則で定めるもの
		るもの		障害者関係情報であって規則で
				定めるもの
				生活に困窮する外国人に対する
				生活保護の措置に関する情報で
				あって規則で定めるもの

3	教育委員会	障害のある児童	市長	地方税関係情報であって規則で
		生徒の保護者に		定めるもの
		対する就学奨励		
		に関する事務で		
		あって規則で定		
		めるもの		